

はじめに

我が国は、右肩上がりの人口増加の時代の終焉を迎え、一転して人口減少の時代を迎えるという、これまでに経験のない大きな岐路に立っています。

また、福祉を取り巻く環境も、刻々と変化しています。平成12年に「介護の社会化」、「措置から契約へ」を謳って整備された介護保険法と介護保険サービスは、世界でも類を見ない速さで進行する高齢化の中で、公的な制度だけでサービスを網羅することの限界を見ることとなりました。そして、「地域包括ケアシステム」という、公的サービスと地域住民の力を合わせて生活課題の解決を目指す新しい考え方へと繋がってきています。この考え方は、高齢者福祉の分野に限らず、福祉分野全般に広がってきており、地域福祉を推進する中核的な団体としての社会福祉協議会の重要性は、ますます大きくなってきています。



こうした中、平成23年3月に第3次春日井市地域福祉活動計画を策定してから3年が経過しました。5年計画の中間年にあたる平成25年度は、春日井市地域福祉活動計画推進委員会において、平成23年度、平成24年度の進捗状況と春日井市の地域福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、平成26年度、平成27年度に向けて、内容の見直しを行いました。

本会は、引き続きこの活動計画に基づいて、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らすことができるよう地域福祉を推進してまいります。そのためには、皆様一人ひとりの計画実現に向けた取り組みが不可欠であります。どうぞ、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画の見直しにあたり、多大なるご尽力を賜りました春日井市地域福祉活動計画推進委員会委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました関係者各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成26年3月

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会
会長 黒田 龍嗣

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- ① 計画策定の趣旨…………… 1
- ② 計画の位置づけ…………… 1
- ③ 計画の期間…………… 2

第2章 計画の見直しにあたって

- ① 第3次春日井市地域福祉活動計画の進捗状況…………… 3
- ② 春日井市の地域福祉を取り巻く環境の変化…………… 7
- ③ 計画の見直しについて…………… 11

第3章 計画の基本構想

- ① 基本理念…………… 12
- ② 基本目標…………… 13
- ③ 目標に近づく方法…………… 15

第4章 計画の体系と活動内容

- ① 計画の体系…………… 17
- ② 具体的な活動の内容…………… 17
- ③ 計画の体系図…………… 18
- ④ 具体的な活動内容…………… 20

第5章 計画の推進にあたって

- ① 計画の推進体制…………… 45
- ② 計画の進行管理…………… 45

関係資料

第1章

計画の基本的な考え方

① 計画策定の趣旨

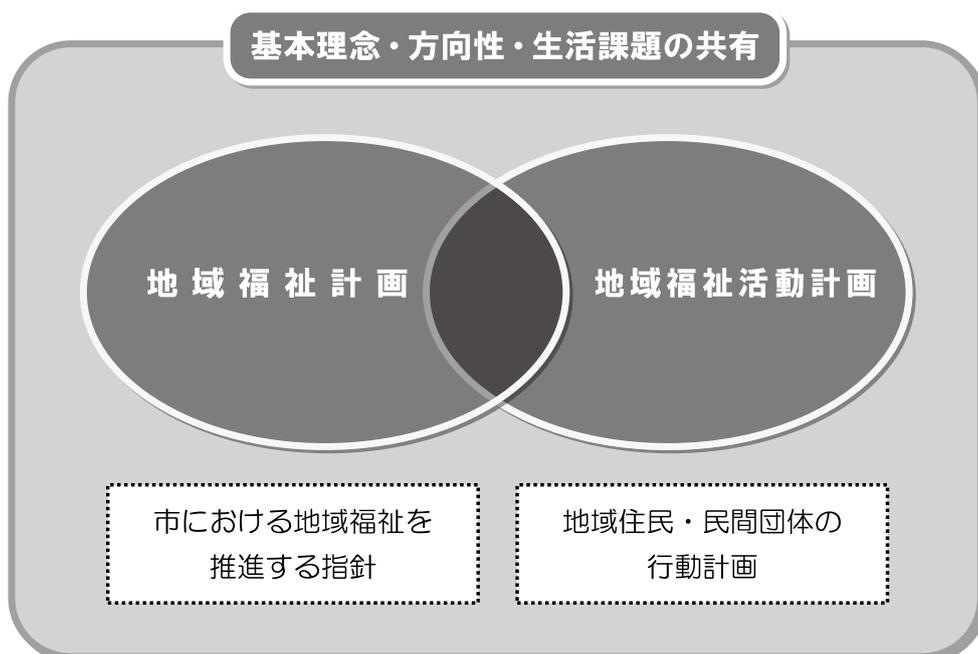
平成25年は、平成23年3月に策定した「第3次春日井市地域福祉活動計画」(以下「第3次活動計画」といいます。)の期間の中間年にあたります。そこで、第3次活動計画のこれまでの進捗状況と地域福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、より効果的・効率的な事業推進を図るために第3次活動計画を改訂するものです。

② 計画の位置づけ

平成22年3月に春日井市(以下「市」といいます。)が策定した第3次春日井市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」といいます。)は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全、安心にいきいきと暮らし続けることができるよう、地域住民、地域団体、事業者、春日井市社会福祉協議会(以下「市社協」といいます。)、行政などが連携・協働し、地域福祉を進めていく指針を示したものです。

市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的・効果的に行うため、市民の立場から地域福祉計画実現を目指す活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



③ 計画の期間

本計画の期間は、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間とします。

※この計画でいう「地域福祉」とは、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とノーマライゼーション（共生社会）を具現化していくことです。これは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、全ての市民を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、「共に生きる」という共生の文化が地域に根づいたまちづくりを進めていくことです。

① 第3次春日井市地域福祉活動計画の進捗状況

第3次活動計画において、基本理念と3つの基本目標を掲げ、目標に近づく方法として9つの方法を挙げました。それぞれについての平成26年1月31日現在の進捗状況は次のとおりです。

1 ボランティア活動を通して

この分野においては、次に掲げる成果がありました。

- (1) ボランティアコーディネーターと職員が福祉施設や福祉事業の現場に出向いて情報把握を行い、きめ細かな情報交換・提供ができる体制を整えることができたこと。
- (2) 市民活動支援センターとの連携を強化し、共催事業である青少年ボランティアスクールの充実や新規事業「オトナのボランティアスクール」の立ち上げができたこと。
- (3) 平成25年度から、ボランティア週間「ボランタイム」の取り組みができたこと。

一方で、ボランティアと地域活動のコーディネートについては十分に取組むことができませんでした。これは、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます。）に対する支援方針等が地区社協支援シートを作成した職員間の検討にとどまり、ボランティアコーディネーターとの情報交換等の実践につなげることができなかつたためです。

2 福祉教育を通して

この分野においては、次に掲げる成果がありました。

- (1) 福祉クイズ、ユニバーサルデザイングッズ等の充実を図り、市社協事業や地区社協事業の中でそれらを活用した福祉教育を実施できたこと。
- (2) ちょっとお助けサービス事業^{※1}、介護予防活動支援事業^{※2}等の新しい事業を通して、地域における助け合い活動を推進できたこと。

※1：ちょっとお助けサービス事業

介護保険等の公的サービスでは対応できない電球の交換を始めとした、普段の生活の中での「ちょっとした困りごと」を住民参加により手助けする事業です。希望者には、月1回の電話訪問による見守りも行っています。

※2：介護予防活動支援事業

春日井市が、介護予防を必要とする高齢者に対して、身近なところで月2回レクリエーションや茶話会などを実施し、介護予防の実践を行います。事業の運営は市社協に委託しています。

一方で、かすがい福祉教育プログラム^{※1}の活用状況を調査したところ、38校中わずかに2校でしか活用されなかったという実態がありました。活用しなかった36校中34校が、その存在を知らなかったという事実を踏まえて、かすがい福祉教育プログラムの改訂と配付後のPRについて、課題を残す結果となりました。

3 地区社協組織の充実を通して

この分野においては、次に掲げる成果がありました。

- (1) 地区社協モデル事業については、目標以上に実施事業数を伸ばすこと（目標61事業、実績32地区社協63事業）ができたこと。
- (2) 住民福祉座談会自体の開催は、目標8地区に対して実施5地区と、目標通りには実施できなかったものの、地域住民の勉強会へ出向き、地区社協活動の意義を伝え、41番目の地区社協の設立ができたこと。
- (3) 地区社協ブロック連絡会に平成24年度から正式に幹事を位置付けたことで、より一層自律的な運営ができる体制が整ったことに加え、介護予防活動支援事業を市から受託したことにより、高齢者等サロン事業^{※2}の実施地区は計画的に広がっていること。
- (4) 地域担当職員の地区社協訪問の機会を増やしたこと。

一方で、子育て支援サロン事業^{※3}（目標18事業、実績17地区社協17事業）は、着実に増えているものの、目標に届いていません。

4 災害に備えた支援体制づくりを通して

この分野においては、次に掲げる成果がありました。

- (1) 災害救援ボランティアコーディネーターを17人養成できたこと。
- (2) 災害用の資機材（バルーン投光器、アルミリヤカー、一輪車等）の充足が図られたこと。

※1：かすがい福祉教育プログラム

学校における福祉教育の充実を図るために市社協が策定したものです。身近なテーマからスタートし、事前学習→実践→振り返り学習と進め、「支え合い」や「ともに生きる」ことの大切さを重視したプロセスを提案しています。また、実際に使用しやすいように様々な学習の素材や福祉教育に関する市内の情報も掲載しています。

※2：高齢者等サロン事業

閉じこもりがちな高齢者や障がい者などが地域の身近な場所でレクリエーションや茶話会などを通して交流を深める仲間づくり、生きがい活動づくりの事業です。月1回以上、1回2～3時間を単位に地区社協等が実施主体となり、協力員が運営するいきいきサロンと、いきいきサロンと同じ内容で、昼食をはさんで4時間を単位に行うふれあいサロンの2種類があります。

※3：子育て支援サロン事業

未就園児とその保護者を対象に、地域の中での友だちづくりや、育児不安を緩和することを目的に、地域の公民館などを利用して、交流会（サロン）を開催する事業です。月1回以上、1回2～3時間を単位に地区社協が実施主体となり、協力員が運営しています。

(3) 炊き出し訓練、避難所体験などの災害救援に向けた取り組みを地域で実施することができ、防災意識の向上が図られたこと。

一方で、福祉救援の実施に向けた検討は、市を交えた研究会の設置ができていない、他の法人との情報共有ができていないなど、課題を残しています。

5 住民の話し合いの場を通して

この分野は、福祉ネットワーク会議は開催がなく、住民福祉座談会は延べ8地区の実施を目標としたものの5地区の実施にとどまり、当事者組織との座談会は延べ6団体との実施を目標としたものの4団体にとどまるなど、いずれも目標通りの開催ができず、課題を残しています。

6 社協運営の福祉サービスを通して

この分野においては、次に掲げる成果がありました。

(1) 家庭環境に課題がある施設サービス利用者に対し、市や他の法人と連携・協働して、利用者の生活課題^{*1}の改善に向けた会議や家庭訪問を実施したこと。

(2) 高齢者・障がい者福祉サービス利用者にアンケートを実施し、ニーズの把握ができたこと。

一方で、全ての福祉サービスや施設事業において十分なニーズ把握ができたとは言えない状況です。

7 住民参加型の地域福祉活動を通して

この分野においては、次に掲げる成果がありました。

(1) 高齢者等サロン事業については、17地区社協21事業から22地区社協27事業へと、子育て支援サロン事業については、15地区社協15事業から17地区社協17事業へと、着実にその実施地区を増やすことができたこと。

(2) サロン実施地区同士の交流会を定期的で開催できていること。

(3) ちょっとお助けサービス事業は、平成23年9月に10地区社協、平成24年度からは23地区社協と実施地区を拡大し、平成25年4月からは、市内全域で実施するに至ったこと。

一方で、小地域ネットワーク事業では、平成23年度に手引書を作成し、翌24年度には内容の充実を図って事業実施地区の増加を目指したものの、実施地区は2年連続で増やすことができなかったという課題もあります。

※1：生活課題

その人が住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしていくために、日常生活において解決すべき問題や課題です。従来、福祉ニーズと表現していましたが、福祉に限定されない大きな概念として捉えたものです。

また、にこにこヘルプサービス事業では、登録ヘルパーの研修会への参加率の低迷が続くなど、事業運営の改善について課題を残しています。

8 コミュニティソーシャルワークの実践を通して

この分野においては、次に掲げる成果がありました。

- (1) 地域包括支援センターについては、それぞれの担当する地区の地区民生委員児童委員協議会、地区社協及び包括支援相談薬局^{※1}との連携を深めることができたこと。
- (2) 愛知県社会福祉協議会主催のコミュニティソーシャルワーカー養成講座を毎年受講させ、修了者を着実に増やせたことに加え、コミュニティソーシャルワーク^{※2}の手法を学ぶ研修を市社協が主催し、多くの職員が参加したこと。

一方で、コミュニティケア会議の設置に向けた検討に関しては、平成25年度からプロジェクトチームを編成し、ケース検討と具体的な支援活動をモデル的に行っていますが、他機関・団体等に対する働きかけなどができていない現状です。

9 地域にある福祉資源の活用を通して

この分野では、施設処遇の社会化、施設運営の社会化という点では、学生ボランティアの受入れ、施設を活用したイベントの開催など、一定の成果が見られました。

一方で、ささえあいネットかすがいの実施については、コンピュータシステムの事業者との打ち合わせの段階にとどまっている状況です。

また、当初、地区社協への移行を目指した「ちょっとお助けサービス事業」についても、サービス提供地域の拡大に重点を置いたため、地区社協への移行は2地区社協と調整を行ったものの、達成できていない状況です。

※1：包括支援相談薬局

地域包括支援センター相談協力員として市内121の薬局が地域包括支援センターと連携し、支援が必要な高齢者やその家族の状況に応じた各種の保健福祉サービスの情報提供を行います。

※2：コミュニティソーシャルワーク

1982年にイギリスにおいて提案された、コミュニティ（地域社会）に焦点を当てた社会福祉活動・業務の進め方のことです。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域の中で生活課題を抱えている人と向き合い、その人に必要な支援を模索します。そして、地域で活動している団体で、その人に必要な支援を提供できる団体を探して結びつけたり、公的機関との調整を図ったり、時には新たなサービスを開発したりします。

② 春日井市の地域福祉を取り巻く環境の変化

1 人口環境の変化

高齢化社会、超高齢化社会、少子高齢化社会などと表現されてきた現代日本の人口動態ですが、現在は「少子高齢・人口減少社会」と呼ばれるようになってきました。

人口推計によれば、春日井市では、平成28年までは、僅かずつながら人口は増え続け、平成29年以降は減少に転ずる見込みとなっています。人口は減少に転じても、65歳以上人口は平成32年まで増え続け、75歳以上人口はその後も増え続ける見込みとなっています。

なお、多くの市町村では既に平成20年頃から恒常的に人口の減少が始まっています。

春日井市の人口の推移（平成26年以降は推計）（各年10月1日現在）

（単位：人）

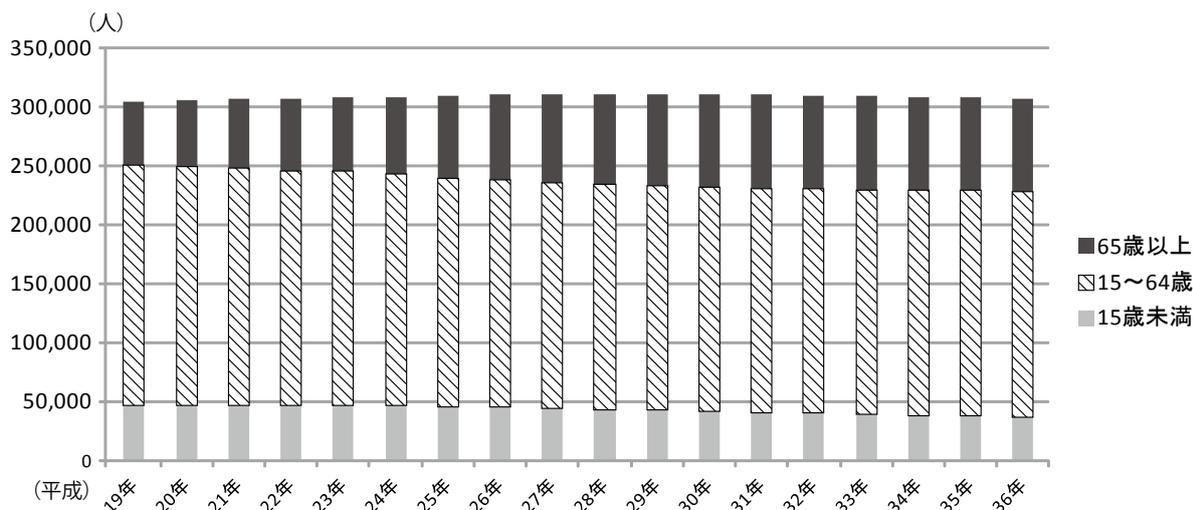
区分	H 19 年	H 20 年	H 21 年	H 22 年	H 23 年	H 24 年
総人口	304,625	306,444	307,457	307,732	308,451	308,981
15歳未満	46,285	46,692	46,719	46,672	46,531	46,298
15～64歳	204,408	202,995	201,018	199,361	198,812	196,513
65歳以上	53,932	56,757	59,720	61,699	63,108	66,170
うち	65～74歳	33,962	35,655	37,284	37,958	37,833
	75歳以上	19,970	21,102	22,436	23,741	25,275

区分	H 25 年	H 26 年	H 27 年	H 28 年	H 29 年	H 30 年
総人口	309,658	310,640	310,901	311,000	310,956	310,783
15歳未満	45,934	45,081	44,172	43,359	42,436	41,551
15～64歳	194,011	192,618	191,498	190,743	190,400	190,264
65歳以上	69,713	72,941	75,231	76,898	78,120	78,968
うち	65～74歳	41,276	42,913	43,279	42,780	41,848
	75歳以上	28,437	30,028	31,952	34,118	36,272

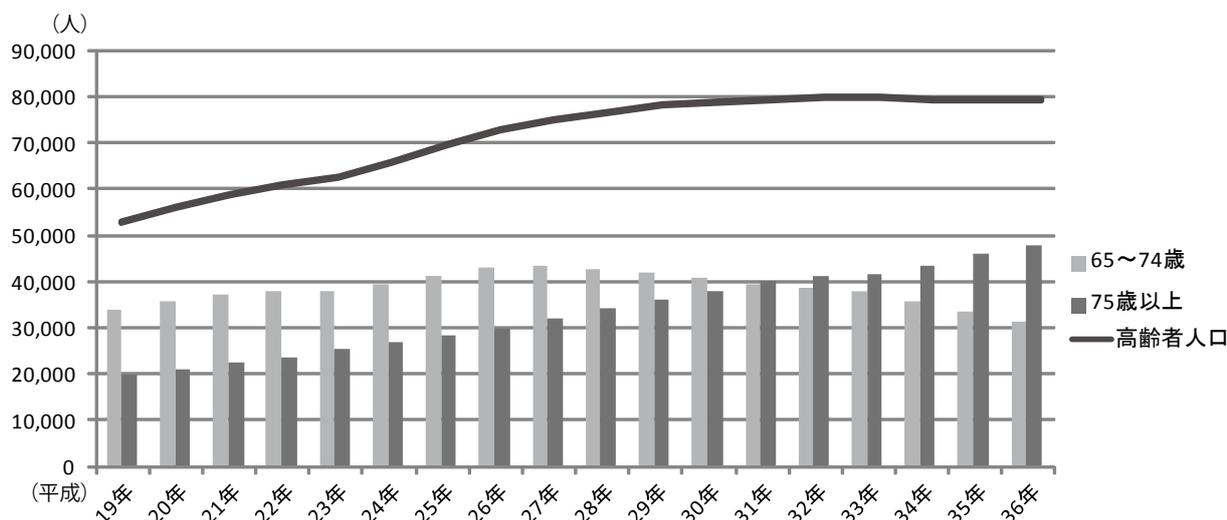
区分	H 31 年	H 32 年	H 33 年	H 34 年	H 35 年	H 36 年
総人口	310,485	310,055	309,523	308,889	308,159	307,349
15歳未満	40,723	39,940	39,177	38,321	37,470	36,756
15～64歳	190,356	190,476	190,721	191,092	191,445	191,464
65歳以上	79,406	79,639	79,625	79,476	79,244	79,129
うち	65～74歳	39,403	38,556	37,989	35,876	33,390
	75歳以上	40,003	41,083	41,636	43,600	45,854

※ 表中の太字は、各区分における最大数であることを示しています。

グラフ1：春日井市の人口の推移（推計）



グラフ2：春日井市の高齢者人口の推移（推計）



2 福祉に関する法律の変化

平成24年4月1日に改正された介護保険法は、「地域包括ケアシステム^{*1}」の考え方を前面に出したものでした。地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、絶対的に施設サービスが不足することを踏まえ、「住み慣れた地域で、その人らしく最期まで暮らす」ことを目指した介護システムです。これを見据えて、介護保険制度には、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの新しいメニューが創設されました。

また、平成25年4月1日には、障害者自立支援法が地域社会における

*1：地域包括ケアシステム

厚生労働省が提唱している新しい地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう目指すものです。

共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるために「障害者総合支援法」に改められました。同日、社会福祉法も一部改正され、一部の社会福祉法人の所轄庁が都道府県知事から当該市長へと権限移譲されました。これによって、市社協の所轄庁は、愛知県知事から春日井市長に変更となりました。

3 市及び市社協の福祉事業と市社協の組織の変化

(1) 市及び市社協の福祉事業の変化

第3次活動計画期間の初年度である平成23年度には、平成7年10月から続いた春日井市「食」の自立支援事業が住民参加型福祉サービスとしての使命を終え、民間事業所への完全委託（調理から配送まで）という新しい形で再スタートしました。市社協は、住民参加の事業を一つ終了しましたが、同年秋には、市の補助の下で新しい住民参加型福祉サービスの「ちょっとお助けサービス事業」を開始しました。この事業は、当初、地区を限定したサービスでしたが、徐々にサービス提供地区を拡大し、平成25年4月からは全市でのサービス提供を始めました。

また、平成23年度末には、施設の老朽化のため、市社協が指定管理者として経営していた養護老人ホーム及び第一介護サービスセンターが廃止されました。なお、養護老人ホームについては、新たに建設された施設に事務事業及び全ての入所者を引き継ぎました。

同じ平成23年度末に、市社協が指定管理者として第一介護サービスセンターと福祉の里で提供していたふれあいデイサービス事業が終了となりました。市は、ふれあいデイサービス事業の代替事業として「介護予防活動支援事業」を平成24年度から実施し、市社協が受託しました。この事業は、より身近な公民館等の施設でサービスを提供することと住民参加型福祉サービスとして実施することを特徴とし、将来的には地域での自主開催へ移行することを目指す事業です。

また、平成24年度末に市社協は、自主事業として長年続いた心配ごと相談事業を終了しました。平成25年度からは、新たな事業として「家族介護者のストレス相談事業」を実施するとともに、訪問介護事業、居宅介護事業及び地域生活支援事業を自主事業として実施するようになりました。

さらに、平成25年4月に市は5番目の障がい者生活支援センター^{※1}を設置し、市社協が受託しました。

※1：障がい者生活支援センター

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う機関です。

(2) 市社協の組織の変化

事務局各課の事務事業を適正に配分することにより、効果的・効率的な業務運営体制を整備することを目的に、平成25年4月、法人経営課と施設経営課を統合、地域福祉課を地域活動支援課と福祉サービス推進課に分割し、新しい事務局体制を構築しました。

第3次活動計画期間中における地域福祉に関連するできごと

年月日	できごと
平成23年3月31日	<ul style="list-style-type: none">・住民参加型福祉サービスとしての「食」の自立支援事業の終了。翌日からは、民間事業所への完全委託に形を変えて実施
平成23年9月1日	<ul style="list-style-type: none">・新しい住民参加型福祉サービス「ちょっとお助けサービス事業」の開始
平成24年3月31日	<ul style="list-style-type: none">・老朽化した養護老人ホーム（大泉寺町）を取り壊し、新たに建設した養護老人ホーム（庄名町）へ引継ぎ。・第一介護サービスセンターも同日廃止・福祉の里と第一介護サービスセンターで実施していた「ふれあいデイサービス事業」を終了
平成24年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・介護予防活動支援事業の開始・介護保険法一部改正。2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」を前面に出した内容
平成24年12月1日	<ul style="list-style-type: none">・社協発展・強化計画の策定。経営の視点を社協にもたらす。
平成25年3月31日	<ul style="list-style-type: none">・心配ごと相談事業の終了
平成25年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・障害者自立支援法から障害者総合支援法へ。・増大した地域福祉についての業務に対応するため地域福祉課を地域活動支援課と福祉サービス推進課に分割・障がい者生活支援センターしゃきょうを開始・訪問介護事業、居宅介護事業及び地域生活支援事業の自主経営化・家族介護者ストレス相談事業の開始
平成25年11月～	<ul style="list-style-type: none">・市が市民後見人養成講座（全10回）を開催
平成26年4月1日	<ul style="list-style-type: none">・市が基幹相談支援センターを設置

③ 計画の見直しについて

今回の見直しにあたり、記述を改める主なものについては、次のとおりです。

○ ささえあいネットかすがい、ボランティア人材バンク、地域人材登録制度の一本化

ボランティア人材バンク及び地域人材登録制度については、ささえあいネットかすがいが有する福祉マンパワーの活性化機能に統合することで、窓口・仕組みの一本化を図り、わかりやすさの向上を図ります。

○ 地区社協ごとの地区社協活動計画策定に向けた支援の追加

地区社協が活性化するための環境整備の一環として、地区社協が計画的に活動を推進し、発展するためのよりどころとなる地区社協活動計画の策定を支援します。

○ 障がい者生活支援センターの役割等の明記

平成25年度から新規事業として市社協が実施している障がい者生活支援センターについて、地域包括支援センターとの緊密な連携によるチームアプローチが必要となる場合が想定されることなどから、新たに記述を加えます。

○ 小地域ネットワーク会議と福祉ネットワーク会議の一本化

福祉ネットワーク会議の実施についての実効性と地区社協の負担軽減を主な目的に小地域ネットワーク会議に統合を図ります。福祉ネットワーク会議の目的等を小地域ネットワーク会議に引き継ぐために、小地域ネットワーク会議の構成等を一部改めます。

① 基本理念

「人と人が助け合う、優しいところと温かい思いやりのあるまちづくり」

これまで第2次春日井市地域福祉活動計画、新第2次春日井市地域福祉活動計画では、「やさしい心による『あんしん』と『ぬくもり』のまちづくり」を基本理念として掲げてきました。

この基本理念は、「困ったときにはお互いさま」という助け合いの精神（やさしい心）を持って地域生活を送ろうという呼びかけであり、一人ひとりの住民がそのような気持ちを持つことで「あんしん」と「ぬくもり」のあるまちづくりが実現できる。それが地域福祉実践の基本であるという考え方に立つものでした。

このような考え方に変化があるわけではありませんが、第3次活動計画では地域福祉計画との連動性を重視する立場から、地域福祉計画で掲げる基本理念「人と人が助け合う、優しいところと温かい思いやりのあるまちづくり」と同一の理念としました。第3次春日井市地域福祉活動計画改訂版（以下「活動計画改訂版」といいます。）でも、この基本理念を引き継ぎます。

地域福祉計画に記載されている「すべての住民が、住み慣れた地域で、お互いに豊かな関係を築き、地域社会を構成する一員として、安全・安心に、いきいきと暮らし続けることができるように」という表現は、これまでの活動計画の基本理念とほぼ同義であり、今後も地域福祉計画と活動計画が同じ理念を追求していくことに意義があります。地域福祉計画と活動計画が基本理念を共有することで、市と市社協の連携・協働関係がより明確になり、効果的・効率的な地域福祉の推進が図られると考えています。

② 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の3つの目標を掲げます。

[基本目標1] 地域福祉活動の拠点、人材等の基盤づくり

地域福祉活動を展開するには、その基盤となる活動拠点の確保・整備、活動の担い手（人材）の確保・養成が必要です。この二つが車の両輪として機能することで、地域福祉活動の土台が形成され、活動が展開します。もちろん、あらかじめ拠点や人材が確保されないと何もできないというのではなく、小さな活動の中から拠点が拡大したり、仲間が増えたりという循環もあります。

地域福祉活動の拠点には、①活動者が集まる場所という意味と、②様々な住民が気軽に集える場所という二通りの意味があります。①活動者にとっての拠点は、活動内容を協議したり、意思決定したり、振り返ったりする場所であり、②住民にとっての拠点は、気兼ねなく過ごせる自宅以外の地域の居場所であり、生活課題を共有し、解決する出合いや交流の場です。

人材にも、①今すぐに活動できる人、協力できる人という意味の他に、②地域福祉を理解し、将来その活動に参画できる人（担い手）を育てるという教育的な意味が含まれます。

本市には長年の実績があるボランティア活動やそれを支援するボランティアセンター（市社協）などがありますし、新第2次春日井市地域福祉活動計画で重点的に取り組んできた福祉教育のプログラムなどもあります。また、早くから地区社協が組織化され、中には先駆的な活動をしている地区もあります。これらに、第2次春日井市地域福祉活動計画策定以降、積極的に取り組んできた災害時のボランティア活動への支援を加え展開することで、この目標に近づけるようにします。この部分は、地域福祉計画の「基本目標1 地域福祉の土壌をつくります」と関連します。

[基本目標2] 地域の福祉ニーズを把握する仕組みづくり

地域の人々は福祉ニーズを含んだ様々な生活課題を抱えています。一つひとつ状況、緊急度や必要度などがすべて違う個別のものですが、それらの生活課題の背景に、少子化、高齢化、孤立化、無縁化という最近の社会現象が共通事項として見えてくるものも多々あります。厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（2008年）では、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題として、①「ひとり暮らし高

齢者や障がい者などのゴミ出し、電球の交換といった軽易な手助け」、
「映画鑑賞や墓参りの付き添い」などが例示されている他、②「引きこも
りから孤立死に至る单身男性」、「消費者被害に遭っても自覚がない認知
症のひとり暮らし高齢者」などが増加している現実が指摘されています。

このような公的な福祉サービスで対応できない「制度の谷間」にある生
活課題や、自力で問題解決できない又は問題解決能力が不十分な住民を把
握し、公的支援につなげたり、地域住民の協力によってサポートしたりす
る地域福祉活動が必要になっています。そのためには、そのような住民が
隣人として地域に居住していることを知ること、そしてその人たちの問題
を自分たちの問題として捉え理解することが大切です。

住民が孤立化しない地域づくりを目指すためにも、本市で継続的に実施
されている住民福祉座談会や市社協が運営している各種の福祉サービスな
どを活用しながら、多数の地域住民が共通して抱える生活課題から個別の
生活課題までを把握できるようにします。この部分は、地域福祉計画の「基
本目標1 地域福祉の土壌をつくります」及び「基本目標4 安心して利
用できる福祉サービスの補完体制を整えます」と関連します。

[基本目標3] 参加・協働型の地域福祉活動づくり

基本目標1「地域福祉活動の拠点、人材等の基盤づくり」、基本目標2
「地域の福祉ニーズを把握する仕組みづくり」と並行しながら、参加・協
働型の地域福祉活動が積極的に展開できるようにします。

本市で展開されている地域福祉活動には、地区社協、ボランティア団体、
市民活動団体、NPO法人などが行っているものなど様々なものがありま
す。これらの活動が、住民の自主性や主体性に基づく参加・協働型の活動
として、今まで以上により活発に展開できるようにします。

このことは決して地域の生活課題の解決を住民の地域福祉活動に委ねる
とか依存するということではなく、把握された生活課題のうち自分たちで
解決できるものは自分たちで取り組んでいこうという共助の発想の具現化
です。

また、各団体などの活動が単体としてだけでなく、地域の生活課題と
の関係でお互いに有機的に連携できるようなソーシャル・サポート・ネッ
トワーク^{*1}を志向した活動になるようにしたいと考えます。この考え方は、
地域福祉計画の「基本目標3 地域を支えるネットワークを構築しま
す」と関連しますし、地域福祉活動そのものは「基本目標2 市民が主役

※1：ソーシャル・サポート・ネットワーク

地域に住む人が抱えている生活課題1つ1つに対して、その背景や緊急度等をふまえ、最も適していると思われる支援体制を作り上げる活動やその支援体制のことを指します。支援体制は、家族、近隣住民から始まり、地域住民、地域で活動している各種団体、ボランティア、社会福祉関連機関、施設等様々な人々を組み込んで作り上げます。「参加・協働型の地域福祉活動づくり」を目指すために、地域住民、地域で活動している各種団体、ボランティア等をいかに支援体制に組み込むかが重要になると考えます。

の地域福祉を進めます」とも関連します。

なお、市社協が目指すコミュニティソーシャルワークの実践と住民組織などによる地域福祉活動が相互に連携したり、役割分担しながら地域福祉活動がますます活性化するようにしたいと考えます。

③ 目標に近づく方法

基本目標を実現するため、3つの目標ごとに次のとおり「目標に近づく方法」を掲げます。「〇〇〇を通して」と表現することで、目標を実現するための具体的な内容ではなく、手段の分類であることを示すものです。(P18「計画の体系図」参照)

なお、目標を実現するために何をするのかという具体的な方法・手段については、次章で「具体的な活動内容」として記載します。

[基本目標1] 地域福祉活動の拠点、人材等の基盤づくり

- (1)「ボランティア活動を通して」
- (2)「福祉教育を通して」
- (3)「地区社協組織の充実を通して」
- (4)「災害に備えた支援体制づくりを通して」

上記の手段を通して、①ボランティアセンター機能強化や新たなボランティア活動への促進、②家庭・学校・地域での多様な福祉教育の実践、③地区社協活動の活性化とそのための具体的なノウハウの蓄積、④住民の関心が高い災害に備えた支援体制の強化と福祉救援の実施に向けた検討を行うというものです。

[基本目標2] 地域のニーズを把握する仕組みづくり

- (5)「住民の話し合いの場を通して」
- (6)「社協運営の福祉サービスを通して」

上記の手段を通して、①住民が話し合う機会の設定、②市社協が経営する施設における生活課題の把握が、具体的な活動の重要な視点となります。

[基本目標3] 参加・協働型の地域福祉活動づくり

- (7)「住民参加型の地域福祉活動を通して」
- (8)「コミュニティソーシャルワークの実践を通して」
- (9)「地域にある福祉資源の活用を通して」

上記の手段を通して、①既存の住民参加型の地域福祉活動が健全に持続

可能な条件を整備するとともに、新たな生活課題を解決するための活動主体を育成、組織すること、②市社協が受託している地域包括支援センター、障がい者生活支援センターと経営している施設において、個別支援活動と地域組織化活動に取り組むことと、市民がお互いに支えあう新たな共助活動支援システムを構築すること、③市社協が経営する福祉施設の社会化を推進することが、活動内容となります。



シルバー疑似体験ボランティア養成講座



子育て支援サロン事業



高齢者等サロン事業

① 計画の体系

活動計画改訂版では、「人と人々が助け合う、優しいところと温かい思いやりのあるまちづくり」を基本理念とし、さらに「地域福祉活動の拠点、人材等の基盤づくり」、「地域のニーズを把握する仕組みづくり」、「参加・協働型の地域福祉活動づくり」を基本目標とし、この3つの基本目標から18の具体的な活動内容につなげる形で体系化しました。

② 具体的な活動の内容

地域福祉活動は、様々な活動主体により行われており、また地域によって内容や活動量が違うため、地域福祉活動が活発な地域に対しては、従来どおり継続的に支援して新たな活動を提案するとともに、地域福祉活動が活発でない地域に対しては、基盤づくりや人材発掘に努める必要があります。活動計画改訂版では、それぞれの地域に合った活動を選択し取り入れて頂けるよう18の活動内容にまとめました。

①から⑱は、具体的な活動名を示したものです。

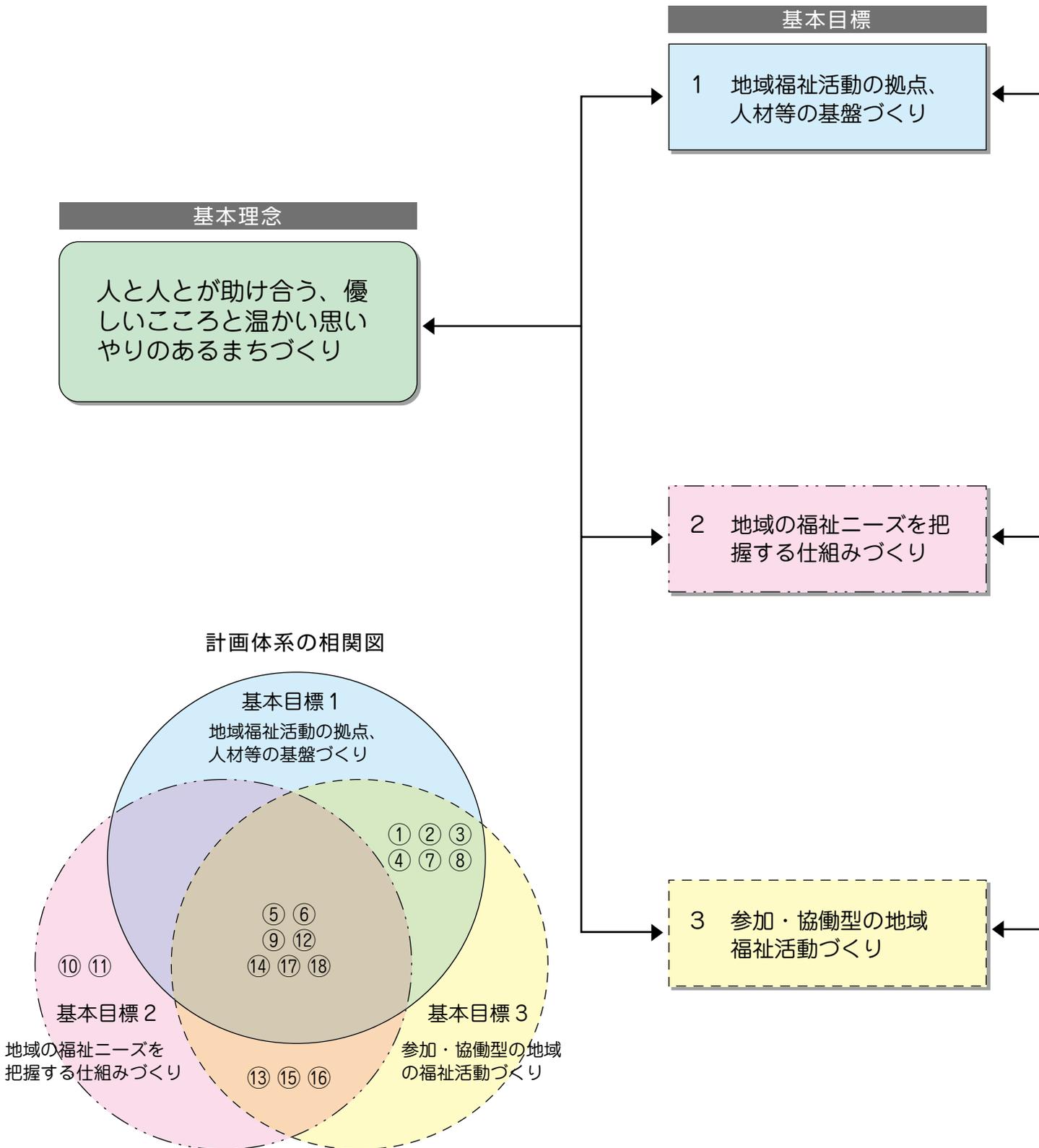
年次計画：各活動の平成23年度から平成25年度までの取組結果と、平成26年度及び平成27年度の2年間の取組予定を示したものです。

内 容：各活動の取組内容を示したものです。

担い手の役割・期待：生活課題の解決に向けた具体的な行動と関係機関・団体に期待する役割を示したものです。

効 果：活動の結果、得られる又は期待される効果を示しています。

③ 計画の体系図



目標に近づく方法

具体的な活動内容（大項目）

(1) ボランティア活動を通して

① ボランティアセンターの機能強化

② ボランティアのススメ

(2) 福祉教育を通して

③ 学校からひろげる福祉教育の充実

④ 地域からひろげる福祉教育の充実

(3) 地区社協組織の充実を通して

⑤ 地区社協の活動内容の充実

⑥ 地区社協が活性化するための環境整備

(4) 災害に備えた支援体制づくりを通して

⑦ 災害救援のための機能強化

⑧ 福祉救援の実施に向けた検討

(5) 住民の話し合いの場を通して

⑨ 住民福祉座談会の開催

⑩ 当事者組織との座談会等への参加

(6) 社協運営の福祉サービスを通して

⑪ 市社協が実施している福祉サービスや施設事業を通してのニーズ把握

(7) 住民参加型の地域福祉活動を通して

⑫ 各種サロン活動の拡充

⑬ 小地域ネットワーク事業の推進

⑭ 市民参加型福祉サービスの充実

(8) コミュニティソーシャルワークの実践を通して

⑮ 地域包括支援センター・障がい者生活支援センターの充実

⑯（仮称）コミュニティケア会議の設置及び効果的な運営

(9) 地域にある福祉資源の活用を通して

⑰ 新たな共助活動支援システムによる地域活動の活性化

⑱ 市社協が経営する福祉施設の社会化

④ 具体的な活動内容

目標に近づく方法： ボランティア活動を通して

① ボランティアセンターの機能強化

内容

ボランティア・市民活動に関する市民の関心を深めるとともに、実践力を高めるため、ボランティアセンターが行う事業を拡充し、その機能を強化していきます。

また、ボランティア活動への支援を目的としたボランティアセンター、市民活動への支援を目的とした市民活動支援センター*1など、ボランティア・市民活動を支援する組織が、より効果的な連携・協働を図られるようにします。

① 現場主義による情報提供

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	実施	継続実施	➡	

ボランティア活動をしようとする人たちへ適切なアドバイスを行うため、ボランティアの依頼元やボランティア活動の現場へ出向き、現地の正確な情報を把握して、きめ細やかな情報提供を行います。

② ボランティアの地域化

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	検討	実施	継続実施	➡

(1) 地区社協などの地域活動の担い手とボランティアの交流会（意見交換会）を開催し、地域における活動へのきっかけをつくります。

(2) 地区社協活動の情報をボランティアセンターに集積し、ボランティアと地域活動のコーディネートを推進します。

③ ボランティア活動推進機関とのネットワーク強化

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	実施	継続実施	➡		

より広範な市民にボランティア活動への参加の機会を提供するなど、相乗効果を狙うために、各機関と情報交換や様々な事業を連携・協働して行います。

担い手の役割・期待

① 地区社協

地域活動を活性化するため、ボランティアセンターを活用し、情報を発信します。

② 市社協

地区社協情報とボランティア情報を常に双方向的に発信し、活動支援を行います。

③ 行政

市民活動を支援する主管課は、ボランティア・市民活動団体の協力を得て事業を行う部署との連携を深めるとともに、ボランティアセンターなどとの協力体制をとります。

効果

① ボランティアセンターの機能が高まり、ボランティアを身近に感じられるようになります。

② ボランティアの情報が充実します。

③ ボランティアの活動範囲が広がります。

④ ボランティアが地域で活動しやすくなります。

*1：市民活動支援センター（ささえ愛センター）

ボランティアグループや、NPOなど、市民が自主的・自発的に行っている公益的な活動の活性化、活動に対する市民の理解の促進を目的として市が設置し運営している機関です。活動の相談、情報交流などを通して、活動に関わる人を応援しています。センターの愛称は「ささえ愛センター」です。

目標に近づく方法： ボランティア活動を通して

② ボランティアのススメ

内容

新たな層のボランティア活動への参加を促すため、退職した団塊世代の男性や学生など、気持ちがあっても行動に移すまでに至らない人向けに、ボランティア活動へ踏み出すための機会を創出します。

① ボランティアをしたいが十分な時間が取れない、きっかけがない人に向けた情報の提供

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	▶				

- (1) ちょいボラ体験の情報提供
ブログ※¹などを通して、気軽に誰もが体験できる清掃活動、イベントなどのボランティア活動の情報を提供します。
- (2) 「ボランティア週間（通称ボランタイム）」の定着化
ボランティア活動についての理解や参加を促進する「ボランティア週間（通称ボランタイム）」の定着化を図るため、ボランティア活動の紹介やボランティアが活躍できるイベントなどの紹介を市民に身近な場所で行います。また、ボランティアセンターマスコットキャラクターを活用したPRを行います。

② 時間はあるがなかなか始められない、不安がある人に向けた講座等の開催

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	▶				

ボランティアをより身近に感じてもらうため、グループ・地区社協の活動及び施設などを直接見学・体験するなど、ボランティア活動のイメージを持つことができる講座等を開催します。

担い手の役割・期待

- ① 受入れ希望団体
ボランティアの受入れを希望するグループや地区社協などは、積極的な情報提供や講座開催の協力を行います。
- ② 市社協
 - (1) ボランティアセンターを通じて、ボランティア活動への参加を促す各事業を支援していきます。
 - (2) 福祉のつどいを始めとした各種イベントにおいて、より多くの人にボランティアとして参加してもらえるように啓発していきます。
- ③ 行政
事業の積極的な啓発や場所の提供を行います。

効果

- ① ボランティア活動の入口を広げることができ、新たな層の参加が増えます。
- ② 新しくボランティア活動に参加する人と現在活動している人が、一緒に活動したり、交流したりすることで、新たな気づきを促し活動が活性化します。

※1：ブログ

インターネット上で使用する「ウェブログ（weblog）」を略した言葉で、日々更新される日記的なホームページの総称です。

目標に近づく方法： 福祉教育を通して

③ 学校からひろげる福祉教育の充実

内容

児童、生徒が福祉教育を通して、高齢者や障がい者の生活の不便さを知るとともに、目的を持っていきいきと暮らしている人に触れることにより尊厳を育み、一人ひとりの命や生まれ持った権利が大事にされるものであることを学び、人権意識・福祉意識を高めていきます。

① 福祉教育の実践

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施					

学校において、かすがい福祉教育プログラムを活用し、体験で終わることなく効果的に福祉教育が実践できるよう支援します。

② かすがい福祉教育プログラムの充実

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
検討	実施	継続実施			

かすがい福祉教育プログラムの実施結果の良い点や悪い点を学校から報告してもらい、プログラムの改善を図るとともに、より活用してもらうために配付方法等について検討を行います。

③ 福祉教育に関わる人の育成・研修

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
ボランティアなどへの研修					
福祉学習サポーターの養成	—	—	—	検討	完了

福祉教育に協力してくれるボランティアなどへの研修を実施します。また、福祉教育の実践に協力してくれる福祉学習サポーター^{※1}養成の検討を行います。

担い手の役割・期待

① 学校

- (1) かすがい福祉教育プログラムによる福祉教育の実践に努めます。
- (2) かすがい福祉教育プログラムの充実のために市社協と情報を交換します。

② 市社協

- (1) かすがい福祉教育プログラムの効果的実施のための支援を行います。
- (2) かすがい福祉教育プログラムの改善のための情報を収集します。
- (3) 福祉教育に必要な福祉機器を貸し出します。

効果

- ① 福祉教育の実践を通して、児童、生徒が共に生きる大切さを理解する気持ち・こころを育むことができます。
- ② 今後のよりよい福祉教育のためのプログラム改善、充実につながります。

※1：福祉学習サポーター

学校や地域で福祉学習を行う際に協力するボランティアです。

目標に近づく方法： 福祉教育を通して

④ 地域からひろげる福祉教育の充実

内容

福祉教育の場を学校のみならず、福祉体験学習や地域福祉活動の実践を通して地域ぐるみで進めて行きます。

① 様々な人との出会いの場の提供

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	検討	実施	継続実施	

地区社協のモデル事業やサロン事業などを通して、地域には様々な人が暮していることを知るとともに、「あの人のようになりたい」、「どんな生き方をしたいか」、「どんな職業に就きたいか」などを身をもって感じ、学ぶ機会を提供します。

② 共に学びあう場の提供

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	検討	実施	継続実施		

大人が子どもに福祉を伝えるのではなく、子どもと大人が学びあうための交流の場を提供し、「子どものために」とか「誰かのために」ではなく、お互いの思いや望みを大切にす双方の学びを実践できる場の提供に努めます。

③ 実践活動による福祉教育の推進

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	検討	実施	継続実施	

制度やサービスでは支えられない生活課題を地域で支え合い解決する実践活動を通して福祉教育を推進します。

④ 地域と学校の協同実践

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	検討	実施	継続実施

地域福祉活動の実践を通して、福祉教育に協力してくれる人材を発掘しながら地域と学校の協同実践を進めます。

担い手の役割・期待

① 地区社協

従来実施してきた福祉学習型の福祉教育のみならず、新たな視点での福祉教育を実践します。

② 市社協

地域ぐるみの福祉教育が実践できるよう相談、助言などの支援をします。

効果

- ① 地域の中で福祉教育を実践することによって、大人も子どもも成長し、地域の福祉力を高めることにつながります。

目標に近づく方法： 地区社協組織の充実を通して

⑤ 地区社協の活動内容の充実

内容

近所づきあいの希薄化など地域社会が変容している現在、住民が住み慣れた地域で互いに豊かな関係を築き、安全・安心に暮し続けることができるようにするため、地域での共助活動を進める地区社協の活動内容の充実を図ります。

① 高齢者等サロン事業、子育て支援サロン事業の推進 [⑫ 各種サロン活動の拡充 参照]

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	→				

地域の身近なところで集い交流することを目的として実施するサロン事業を地区内で複数立ち上げるなど、地域の実情に合わせた事業展開を図ります。

② 三世代交流型事業の推進

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	→				

福祉を理解してもらうきっかけとするため、グラウンドゴルフなどの交流事業と併せて、点字学習や福祉クイズなど福祉学習の要素を加味して、さらなる充実を図ります。

③ 住民福祉座談会の開催 [⑨ 住民福祉座談会の開催 参照]

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	→				

地区社協が開催する住民福祉座談会は、地域住民が生活課題を把握し、情報交換をし、問題意識を共有することを目的として実施します。そこでの話合いを通して住民の意識高揚を図り、地区社協事業への参加につなげます。併せて、住民福祉座談会への参加を通して、新たな役員や福祉協力員などに加わってもらうきっかけづくりの場とします。

④ 小地域ネットワーク事業の推進 [⑬ 小地域ネットワーク事業の推進 参照]

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	→				

住民が近隣に目を向け、孤立しがちな高齢者、障がい者の見守りを行うための、小地域ネットワーク事業を推進します。

担い手の役割・期待

① 地区社協

生活課題を解決する事業の実施と、他の事業への波及効果を意識した取り組みをします。

② 市社協

サロン事業を始めとした交流を目的とする事業の内容の充実や、住民福祉座談会、小地域ネットワーク事業の実施に向けて、地区社協の会議や体験研修会などの場で事業の提案をしていきます。また、サロン事業の実施されていない地域へは、介護予防活動支援事業などを通して、新たなサロン事業のきっかけを作るなど、地区社協活動の基盤づくりを支援します。

③ 行政

介護予防活動支援事業や、子育てサポートキャラバン隊*1を実施することで、地域における活動拠点づくりを支援します。

効果

- ❶ 既存の地区社協活動に福祉学習的な視点を加味するなどの工夫をすることで、事業効果が高まり、ひいては安心と温もりを感じる地域基盤の構築が進みます。

※1：子育てサポートキャラバン隊

春日井市が、おもちゃや絵本を車に積んで、地域の公民館やふれあいセンターに出向き、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、子育て支援サロンや子育て相談を実施しています。



地区社協モデル事業（福祉学習型）



地区社協モデル事業（三世代交流型）

目標に近づく方法： 地区社協組織の充実を通して

⑥ 地区社協が活性化するための環境整備

内容

地域の実情に応じた事業活動を行っている地区社協が活性化し、継続的な事業運営が行えるようにするため、これを支えるマンパワーの育成・充実や必要な情報提供などの環境整備を行います。

① 地区社協ごとの活動計画の策定に向けた支援

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	—	検討	5地区

地区社協が継続的に事業展開を図れるように、地域の実情に合わせた地区社協単位の活動計画策定の支援をします。

② 継続的な研修会の開催

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	→				

地区社協の福祉委員・協力員※1などを対象に、積み上げ型の研修会を行います。

- (1) 新任福祉委員・協力員研修会（地区社協組織や活動の理解を深めるためのもの）
- (2) 福祉学習型事業体験研修会（地区社協事業のアイデアを得るためのもの）
- (3) ふれあい連絡会、子育て支援交流会、他地区社協事業の視察（情報交換と事業改善のためのもの）

③ 新たなマンパワー確保策の検討 [⑰ 新たな共助活動支援システムによる地域活動の活性化 参照]

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	検討	完了	—

地区社協事業の担い手（協力員等）を増やすための方策を検討します。

④ ブロック連絡会を通じた自律的な事業運営

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	→				

8又は9の地区社協を1ブロックとしてブロック幹事を設置し、活動者の視点で情報共有や問題の解決を行うとともに、近隣地区との共同事業の実施が可能となる体制をつくります。

⑤ 市社協によるブロック担当職員の配置

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施	→				

地区社協事業の計画段階から実施まで継続的な支援をするために、ブロックごとに、担当職員を配置します。

担い手の役割・期待

① 地区社協

地区社協の役員や協力員は積極的に研修に参加し、得た情報や知識を地域の活動に役立てます。

② 市社協

高齢化率、地域の社会資源など各地域のデータを基にして、具体的な地区社協事業の実施方法などについての相談支援や地区社協単位の活動計画のモデルを作成するなどして、地区社協の主体的な取り組みを支援します。

③ 行政

地区社協事業が展開されやすいように活動場所の提供などの環境整備を行います。

効果

- ① 各地区社協の個別的な支援が可能となり新たな事業の提案ができるようになります。
- ② ブロック制を基礎とする地域主体の活動がより明確になり、住民に見えやすい地区社協となります。
- ③ 地区社協の事業方針が明確になり地域の実情に応じた継続的な事業運営が可能になります。

※1：福祉委員・協力員

福祉委員は、地区社協事業を推進するために、事業計画の策定・事業の実施などにあたる役員です。協力員は、各種サロン事業等の運営を行う担当者です。どちらも無償で行う地域の活動者であり、福祉委員・協力員は、町内会の代表者、民生委員・児童委員、主任児童委員始め地域に在住するボランティアなどが担っています。



三世代交流型の地区社協モデル事業（ラジオ体操）

目標に近づく方法： 災害に備えた支援体制づくりを通して

⑦ 災害救援のための機能強化

内容

災害救援ボランティアセンター*1の設置・運営に関しては、市と市社協の協定の締結や災害時のボランティアコーディネーターグループが組織されるなど、基本的な体制が整備されました。

今後、ボランティアセンター設置・運営の詳細については、行政の関係部署、市社協、災害ボランティアコーディネーター連絡会などが定期的に協議を行い、準備を進めていきます。

① 関係機関・団体等の連携・協働

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	実施	継続実施	

災害救援ボランティアセンター設置・運営に向けた定期的な協議を始め、体制整備のための連携・協働を図って行きます。

② マニュアルの見直し

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	実施	継続実施			

発災後速やかに活動できる体制の整備をするため、関係機関、団体と協働してマニュアルの見直しを行います。

③ コーディネーター養成講座の実施

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	実施	—	実施	—

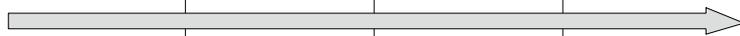
災害救援ボランティアセンターのコーディネーターを養成するため、講座を実施します。

④ 資機材の確保

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	実施	継続実施			

様々な被災状況に対応できる災害救援ボランティアセンターの運営ができるようにするため、必要な資機材の確保に努めます。

⑤ 地域での災害救援に関連した取組みの支援

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	継続実施				

災害時を想定した炊き出しや避難所体験などの防災訓練を行うことで、防災意識を高めます。

⑥ 近隣市町とのネットワーク強化及び派遣体制整備

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	継続実施				

8市2町で構成する尾張東部圏域のネットワークを強化し、被災時に必要なボランティアやコーディネーターを派遣できる体制づくりに努めます。

担い手の役割・期待

① 市民

- (1) 自主防災会や区・町内会、地区社協は、地域で防災訓練などを実施します。
- (2) 災害ボランティアコーディネーター連絡会は、様々な防災活動への支援を行います。

② 市社協

- (1) 関係機関・団体との定期的な協議や必要な支援を行います。
- (2) 災害救援ボランティアコーディネーターを養成します。

③ 行政

- (1) 災害救援ボランティアセンターを設置・運営するための財源や資機材の確保をします。
- (2) 地域や市社協などが行う防災活動への支援を充実します。
- (3) 防災や発災時などの情報提供の充実を図ります。

効果

- ① 発災後、迅速かつ効果的に災害救援ボランティアセンターの設置・運営を行うことができ、被災住民の速やかな生活復旧につながります。

※1：災害救援ボランティアセンター

災害救援ボランティアセンターは、大規模な災害が発生した場合、被災者の速やかな生活復旧の支援を行うために、市内外のボランティアの受け入れをコーディネートする機関です。市が市社協と連携して設置し、被災者ニーズの情報収集や災害救援ボランティアのグループ編成及び送り出し先の選定、市災害対策本部との連絡調整などを行います。



災害救援ボランティア体験研修会

目標に近づく方法： 災害に備えた支援体制づくりを通して

⑧ 福祉救援の実施に向けた検討

内容

市は、高齢者や障がい者などが被災した場合に、緊急一時入所ができるよう準備をしていますが、災害の規模によって、緊急一時入所では対応しきれない生活課題が発生することが予測されます。

そのために、市社協が経営している福祉施設を活用して、どのような人に対して、どのような支援を、どのような体制で行うことができるのかを検討します。

① 社協職員研究会の設置

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	検討	実施	継続実施

市社協において、可能な援助内容の研究を進めます。

② 検討委員会の設置

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
検討委員会	—	—	検討	実施	完了
情報の共有	—	—	検討	継続検討	実施

社協職員研究会の結果に応じて検討委員会を設置し、福祉サービスを利用している者及び施設や各種団体などの協力を得て、福祉救援の対象者、救援体制、具体的な支援内容などの検討を行います。

また、併せて他の法人の対応についての情報を共有します。

担い手の役割・期待

① 福祉施設等

検討委員会へ積極的に参加し、どのような福祉救援の対象者が想定されるか、その想定される人に対してどのような救援体制や支援が必要かなどの情報提供を行い、検討を進めます。

② 市社協

市社協内部での研究を進め、その結果に応じて関係者の協力を得て検討委員会を開催し、福祉救援のあり方の検討を行います。

③ 行政

検討委員会に参加・協力します。

効果

- ① 社協職員研究会や検討委員会で検討を進めることにより、福祉救援の方向性が示されます。

目標に近づく方法： 住民の話し合いの場を通して

⑨ 住民福祉座談会の開催

内容

地域で生活している住民が抱えている生活課題を地域全体で把握し、情報交換や問題意識の共有を図るため、また、新たな役員や協力員などへ加わってもらうきっかけづくりの場とするため、地区社協ごとに住民福祉座談会を開催します。

なお、効果的に住民福祉座談会を進めるためには、①生活課題を把握するための座談会を開催する、②課題別にテーマ設定した座談会を開催する、③住民自らが問題を解決するための座談会を開催するといった循環する座談会を地域の実情に応じて実施していく必要があります。

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	継続実施	→			

担い手の役割・期待

- ① 市民
より多くの人に参加してもらうため、工夫をこらした住民福祉座談会を開催します。
- ② 市社協
住民福祉座談会への参加と企画及び運営を支援します。

効果

- ① 住民の生活課題を把握することにより、みんなが共通の課題認識ができます。
- ② 住民の生活課題を把握することにより、地区社協が担う役割が整理されます。
- ③ 新たなマンパワーの発掘のきっかけづくりになります。



住民福祉座談会

目標に近づく方法： 住民の話し合いの場を通して

⑩ 当事者組織の座談会等への参加

内容

障がい者などの当事者組織が「どのような方向性を持って、どのような活動を展開していきたいのか」ということを把握するため、行政の関係部署と協同して座談会を開催したり、当事者組織の例会や総会に参加します。

また、行政の関係部署とともに参加することで、共通の認識のもとで、役割に応じた施策や事業の展開が図られるように努めます。

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施					

担い手の役割・期待

① 当事者組織

自分たちの課題整理を行い、行政と市社協が開催する座談会に参加します。また、行政や市社協に例会や総会への参加を呼びかけます。

② 市社協

生活課題を把握するため、行政と協同して、様々な当事者組織との座談会を開催したり、当事者組織の例会や総会に参加します。

③ 行政

生活課題を把握するため、市社協と協同して、様々な当事者組織との座談会を開催したり、当事者組織の例会や総会に参加します。

効果

- ① 座談会等に参加することにより、当事者組織が課題を整理しやすくなります。
- ② 当事者組織と行政と市社協が協働して事業展開するための基盤になります。



目標に近づく方法： 社協運営の福祉サービスを通して

⑪ 市社協が実施している福祉サービスや施設事業を通してのニーズ把握

内容

市社協は、平成 20 年 10 月に春日井市社会福祉事業団と合併し、市の指定管理者として 38 施設を管理経営し、平成 25 年 4 月に障がい者生活支援センターを受託しました。これらの社会福祉施設や市社協が実施している福祉サービスなどを通して生活課題を把握します。

① 利用者への支援を通してのニーズ把握

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	検討	実施	継続実施	→	

介護サービスセンターや希望の家などの施設やにこにこヘルプサービス事業などの利用者への個別支援を通して、生活全般にわたる生活課題を把握します。

② 施設事業などを通してのニーズ把握

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	検討	実施	継続実施	→	

総合福祉センター、福祉の里などの施設や地域で高齢者や障がい者、児童を対象に実施している講座や行事の参加者などとの話し合い、アンケートなどを通して生活課題を把握します。

③ 利用者や家族との懇談や窓口を通してのニーズ把握

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	継続実施	→			

利用者や家族などとの懇談や窓口での要望、苦情などの対応を通して生活課題を把握します。

④ 把握したニーズを（仮称）コミュニティケア会議で検討

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	検討	試行実施	実施

上記①～③で把握したニーズを（仮称）コミュニティケア会議で検討します。

担い手の役割・期待

① 市社協

- (1) 利用者や家族などが相談しやすい環境の整備と職員の資質向上を図ります。
- (2) 生活課題を把握・整理する仕組みをつくります。

② 行政

相談室の整備や苦情解決などの研修会を開催します。

効果

- ① 生活課題を把握する機会が広がることにより幅広い対応が可能になります。
- ② 施設支援と地域での共助活動の連携の手掛りになります。
- ③ 職員のコミュニティソーシャルワークの視点を養うことができます。
- ④ 生活課題を把握・整理する仕組みができます。

目標に近づく方法： 住民参加型の地域福祉活動を通して

⑫ 各種サロン活動の拡充

内容

地域における近隣住民同士の関係は、社会情勢や生活スタイルの変容もあり年々希薄化しています。こうした状況の中、それぞれの地域の実情や生活課題に合わせた各種サロン活動を展開し、地域内での横のつながりを強化することにより、お互いが支え合い暮らしやすい地域づくりを推進します。

① 各種サロン事業の拡充

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
高齢者等サロン事業	23 か所	23 か所	27 か所	31 か所	35 か所
子育て支援サロン事業	15 か所	16 か所	17 か所	18 か所	19 か所

(1) 高齢者等サロン事業

地区社協等が主体となって、家に閉じこもりがちな高齢者、障がい者が地域の身近な場所で話し合い、交流できる場を拡充します。

(2) 子育て支援サロン事業

地区社協が主体となって、保育所や幼稚園に通う前の乳幼児とその母親などを対象にした交流の場や育児相談を拡充します。

② 地区社協間の情報交換・研修

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	継続実施	→			

(1) ふれあい連絡会

より充実した高齢者等サロン事業を行うため、年2回ふれあい連絡会を開催し、各地区社協間での情報交換や研修を行います。

(2) 子育て支援交流会

より充実した子育て支援サロン事業を行うため、年2回子育て支援交流会を開催し、各地区社協間での情報交換や研修を行います。

担い手の役割・期待

① 地区社協・ボランティアグループ

高齢者等サロン事業、子育て支援サロン事業を実施します。また、協力員の研修や交流を主体的に行います。

② 市社協

高齢者等サロン事業、子育て支援サロン事業を既に実施している地区については、協力員の研修や交流を支援するなどして、より充実したサロン事業を継続的に実施できるよう支援します。

サロン事業を実施していない地区については、介護予防活動支援事業等の実施をきっかけに地区社協主体の開催に向けた支援を行います。

効果

① 高齢者等サロン事業を通じて、高齢者や障がい者の生きがいづくりや仲間づくりの輪が広がります。また、参加者の生活課題を把握することや地域の中で支え合う環境が整います。

② 子育て支援サロン事業に参加することにより、同じ地域に住む母親及び乳幼児の交流が進み、仲間づくりや子育て情報の共有、子育てに関する不安解消につながります。また、地域での結びつきが少ない若い世代の横のつながりが強化できます。

目標に近づく方法： 住民参加型の地域福祉活動を通して

⑬ 小地域ネットワーク事業の推進

内容

高齢社会の進行とともに、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が増加しており、最近では、孤立死や所在不明高齢者の問題が大きく取り上げられています。こうした孤立しがちな高齢者などが、安心して住み慣れた地域で暮らしていくために小地域ネットワーク事業を推進します。

① 小地域ネットワーク事業の推進

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	5地区	5地区	6地区	7地区	8地区

(1) 日常的な見守り・簡単な日常生活支援活動の推進

日常の生活に多少不安をかかえる高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯などに対して、同じ地域の住民が回覧板を回す時の声かけや消灯・点灯・新聞受けなどの確認又は定期的な訪問など、間接的あるいは直接的な見守り活動や簡単な生活課題の支援を行います。

(2) 小地域ネットワーク会議の開催

地区社協が核となり、地域住民及び地域の民生委員並びに老人クラブ、区・町内会・自治会、地域包括支援センターその他の地域福祉に関わる団体・事業所などが参加するネットワーク会議を開催し、見守り活動を推進するための情報交換や支援方法を協議するとともに、必要に応じ専門機関へ連絡をとるなどの連携の強化を図ります。

② 手引書の作成

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	作成	配布	継続実施	

市社協は、見守り活動への取り組みなどに関する支援を行うため、地区社協向けに小地域ネットワーク事業の手引書を作成します。また、市民向けに概要版を作成し、配布や市社協ホームページで公開するなど小地域ネットワーク事業のPRに努めます。

担い手の役割・期待

① 地区社協

- (1) 高齢者世帯などの把握や協力者の募集、小地域ネットワーク会議の開催など地区社協が主体となって小地域ネットワーク事業を推進します。
- (2) 新たな共助活動支援システムを活用して地域福祉活動を推進します。

② 地域福祉に関わる団体・事業所や住民

地域全体で高齢者等を見守る体制を作るため、小地域ネットワーク会議に参加し、情報交換や支援方法の協議を行うなど、連携の強化を図ります。

③ 市社協

市社協の実施するちょっとお助けサービス事業を通して把握した高齢者等の登録者や協力者の情報を地区社協に提供するなどして、小地域ネットワーク事業の実施地区への継続的な支援とともに新たな地区が取り組めるよう支援します。

④ 行政

事業推進のための情報提供や啓発、活動拠点の提供を行います。

効果

- ① 高齢者などの生活課題を早い段階で発見し、近隣住民同士の助け合いや必要なサービス、制度につなげていくことができます。

目標に近づく方法： 住民参加型の地域福祉活動を通して

⑭ 住民参加型福祉サービスの充実

内容

介護保険法や障害者総合支援法などの制度に基づく既存のサービスでは対応しきれない生活課題を解決するため、住民が住民を支える住民参加型の福祉サービスを推進します。

① にこにこヘルプサービス事業の充実

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施					

- (1) ヘルパー登録者を確保するとともに、研修会を実施し、ヘルパーの資質や技術の向上を図ります。
- (2) にこにこヘルプサービス事業の利用促進を図るため、社協だよりへの掲載や民生委員、地区社協などの研修会時に事業紹介を行い、広く市民に周知します。

② 日常生活自立支援事業の充実

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施					

- (1) 市や相談支援事業所、地域の福祉関係者と支援についての連携強化を図るとともに、成年後見センター※1の実施について市と調整します。
- (2) 多様化してきている生活課題に対応するため、研修会などを充実し、生活支援員の確保と資質向上を図ります。

③ ちょっとお助けサービス事業の充実

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
10 地区実施	23 地区実施	市全域で実施			

- (1) 協力者を確保し、様々な「軽易な日常生活上の援助」の依頼に対応できるよう体制を整備するとともに、利用促進を図るため事業を広く市民に周知します。
- (2) 個人情報取扱の取扱いを始めた実施方法の整備を進めるとともに、小地域ネットワーク事業との連携に向けて準備を進めます。

④ 住民参加型福祉サービスの活性化

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
継続実施					

にこにこヘルプサービス事業、ちょっとお助けサービス事業など個々の住民参加型福祉サービスに登録している協力者へ、他の住民参加型福祉サービス等への参加の機会を提案するなどして、地域福祉への住民参加の活性化を図ります。

担い手の役割・期待

- ① 市民
住民参加型福祉サービスを理解し積極的に参加するとともに、事業運営にも参画します。
- ② 市社協
住民参加型福祉サービスへの参加及び利用の促進を図ります。
- ③ 行政
住民参加型福祉サービスについての啓発に努めます。

効果

- ① 住民参加による支援活動を通じて地域の様々な生活課題の掘り起こしにつながります。
- ② 地域の様々な生活課題に対し、新たなサービスの開発及びボランティアや住民を巻き込んだ活動が展開され、地域の福祉力の向上につながります。

※1：成年後見センター

認知症など判断能力が不十分な人の権利を保護するために、2000年に成年後見制度ができました。その制度に基づき、後見人（保佐人、補助人）が、判断能力の不十分な人に代わって、その人の財産を管理したり法律行為を代行したりする役割を担います。成年後見センターは、成年後見制度利用の相談支援をはじめ、市民後見人の養成や支援、団体として後見人（保佐人、補助人）の役割を担うなど、その機能は一樣ではありません。運営母体としては、社会福祉法人のほか、公益社団法人やNPO法人等があります。



ちょっとお助けサービス事業



にここへルプサービス事業

目標に近づく方法： コミュニティソーシャルワークの実践を通して

⑮ 地域包括支援センター・障がい者生活支援センターの充実

内容

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の保健・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメント*1などを総合的に行う機関です。

障がい者生活支援センターは、地域に暮らす障がい者及びその家族に対し、幅広い相談・助言等の支援を総合的に行う機関です。市社協が運営する同センターは、すべての障がいに対応するとともに、障がい者虐待防止センターも兼ね備え、平成 26 年度からは基幹相談支援センターの運営に努めていきます。

今後、高齢者の増加とともに親が介護保険サービス、子どもが障がい福祉サービスを利用している世帯も増加してくると予想されますので、地域包括支援センターと障がい者生活支援センターは、緊密な連携を図ります。また、両センターの機能を活かし地域の共助活動との連携を進めるとともに、コミュニティソーシャルワークの視点から、個別支援活動と地域組織化活動に取り組みます。

① 民生委員、地区社協などとの連携

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	実施	継続実施	▶		

個別ケースに必要な地域のマンパワーの結びつけ、ネットワークを形成します。

② 地区社協の地域事業への参加

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	実施	継続実施	▶		

両センターは、地域に密着した福祉の情報提供や相談支援の機能を持ったセンターであることを住民に知ってもらうため、福祉学習型事業などの地域が行う事業に参加・協力します。

③ 地域包括支援センターと障がい者生活支援センターの緊密な連携

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	実施	継続実施	▶

介護保険サービスと障がい福祉サービスを利用している世帯の生活課題を解決するために、両センターの緊密な連携を図ります。

④ 包括支援相談薬局の積極的な活用

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	実施	継続実施	▶		

市内に 121 店設置されている包括支援相談薬局との定期的な情報交換会を行い、連携・協働に努めます。

担い手の役割・期待

① 市民

地域に暮らす高齢者や障がい者に対する共助活動に積極的に参加します。

② 地域包括支援センター、障がい者生活支援センター

地域包括支援センターと障がい者生活支援センターの連携を強化するとともに、地域事業への参加と協力を積極的に行います。

③ 市社協

地域包括支援センター、障がい者生活支援センターと地区社協を始めとした団体の連携を図ります。

④ 行政

地域包括支援センター、障がい者生活支援センターの柔軟な活用・指導を行います。

効果

- ① 地域包括支援センター、障がい者生活支援センターが、様々な団体などと連携することにより、従来の業務が充実され、コミュニティソーシャルワークの視点による支援が展開されます。
- ② 地域包括支援センターと障がい者生活支援センターの緊密な連携により、介護と障がいの複合的生活課題を抱える世帯に対し、より効果的・効率的な支援を一体的に行うことができます。

※1：介護予防マネジメント

二次予防事業対象者及び要支援の認定を受けた地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、支援することです。目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行い、要介護となることを防止します。



目標に近づく方法： コミュニティソーシャルワークの実践を通して

⑩（仮称）コミュニティケア会議の設置及び効果的な運営

内容

市社協が経営する施設では利用者の生活課題に沿った個別支援が行われています。しかし、市内には施設を利用している人以外にも類似の生活課題を有する人がいる可能性があり、また、現に施設を利用している人の中にも施設内や施設利用時間内で解決できない生活課題を持った人がいる可能性があります。

現状ではそうした人たちや生活課題に対して問題解決に取り組むまでには至っていないことから、様々なニーズに対応するための仕組みづくりに取り組みます。

①（仮称）コミュニティケア会議の設置

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	検討	試行実施	実施	継続実施

市社協が経営する施設における個別支援活動の現状と課題を整理するとともに、潜在する生活課題や地域に共通する生活課題を整理し、課題解決につなげるための（仮称）コミュニティケア会議を設置します。

② 定期的なモニタリング活動の推進

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	検討	試行実施	実施	継続実施

地域の実情や要援護者の生活課題を適時に把握するため、施設職員やコミュニティソーシャルワーカーによる定期的なモニタリング活動^{*1}を推進します。

③ 行政機関や他の支援団体、協議機関への働きかけ

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	検討	試行実施	実施	継続実施

（仮称）コミュニティケア会議やモニタリング活動で見出された課題を必要に応じて関係機関に提起し、協働して課題解決に取り組めます。

④ コミュニティソーシャルワーカーの育成

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	継続実施	→			

コミュニティソーシャルワークの手法を学び実践できる職員を計画的に育成します。

担い手の役割・期待

① 市民

市社協が経営する施設を含めた各種社会資源に対して評価などをしやすくするとともに、（仮称）コミュニティケア会議、モニタリング活動などに協力します。

② 市社協

- (1) 市社協の組織内において、現状の施設経営や地域福祉活動の機能評価を行います。
- (2) 実効性のある（仮称）コミュニティケア会議の運営方法を検討し、実施します。
- (3) 行政や地域（市民、団体など）に対する情報発信機能、問題提起機能を強化します。

③ 行政

- (1) 要請に応じて（仮称）コミュニティケア会議に参加します。
- (2) 障がい者自立支援協議会など、コミュニティケアを協議する既設の会議との有機的連携を図ります。

(3) 「地域福祉計画」の年次計画などにおいてコミュニティケアの効果的、効率的実現を図ります。

効果

- ① 要援護者に対する地域を基盤とした援助がソーシャル・サポート・ネットワークによって展開されます。
- ② コミュニティソーシャルワークと施設福祉の効果的連携が図られます。

※1：モニタリング活動

支援を必要とする人に対しては、まず調査、評価をして、必要な支援・サービスを見極め、提供していきます。しかし、その人の状況・状態や生活課題は刻々と変わっていきます。このような変化を見逃さないように継続して見守り、その時々合った支援・サービスに変えていく一連の活動を、モニタリング活動といいます。



目標に近づく方法： コミュニティソーシャルワークの実践を通して

⑰ 新たな共助活動支援システムによる地域活動の活性化

内容

地域活動は継続性を以て効果が現れる場合が多いですが、現状ではその慢性的なマンパワー不足により将来的な活動の継続に課題を残しています。

安定したマンパワーの確保には、新たな活動者のすそ野を広げるとともに既存の活動者の他活動への参加が有効です。また、個別支援を中心とする地域の共助活動では、効果的に福祉対象者の情報を活用することにより新たな取り組みにつながることを期待されます。このことから、地域活動を活性化するために、新たな共助活動支援システムとして、(仮称) ささえあいネットかすがいを実施します。

① 福祉サービスの利用者・活動者のトータルマネジメント機能の確立

年次計画 (年度)	23	24	25	26	27
	—	検討	検討・準備	準備	実施

(1) 個人情報の適切な管理と運用

(仮称) ささえあいネットかすがいでは、本人同意の上、利用者、活動者ともにサービス間における個人の必要な情報の共有を前提として登録することにより、迅速な福祉サービスの利用及び地域活動における人材情報の提供につなげます。

(2) 公的サービスと共助的サービスのマネジメント

利用者の身体状況や生活環境などをアセスメント^{*1}し、その人にとって必要な公的サービスの情報提供や地区社協などの行う共助的サービスを含めた利用可能な福祉サービスの提案を行います。

(3) 福祉マンパワーの活性化

ボランティアや住民参加型福祉サービスなど共助的サービスの活動者が、現在の活動にとどまることなく、他の様々な活動への参加を促進します。

また、事業ごとに開催する各種研修会などの情報共有ができ、事業間を越えた横断的な学習機会の提供を可能とします。

担い手の役割・期待

① 市民や地区社協

- (1) 市社協の各事業に積極的に参加します。
- (2) 地区社協は小地域ネットワーク事業などの実施に努めます。

② 市社協

- (1) 福祉サービスの利用者、活動者などに対し、(仮称) ささえあいネットかすがいの必要性和効果の周知に努めます。
- (2) 公的サービスと共助的サービスの総合的な利用を視野に入れて、サービスのマネジメントに努めます。
- (3) 登録情報の適正な管理に基づき、利用者、活動者の情報を地区社協を始めとする関係機関に提供することにより、地域活動の活性化を図ります。

③ 行政

様々な福祉サービスの利用申請時に、(仮称) ささえあいネットかすがいの紹介をして、共助的サービスの利用を含めた総合的なサービス提供の推進を図ります。

効果

- ① 新たな福祉マンパワーの把握と活用につながります。
- ② 地域で支えるべき可能性のある人の情報を、早い段階から地域で活用できるようになり、見守り活動などの活性化につながります。
- ③ 地区社協や民生委員、地域包括支援センターや福祉事務所などの関係機関との連携がとりやすくなります。

※1：アセスメント

事前評価、初期評価、下調べ⇔事後評価



目標に近づく方法： 地域にある福祉資源の活用を通して

⑩ 市社協が経営する福祉施設の社会化

内容

福祉施設の社会化は、大きく三つに分けることができます。一つは施設が持っている設備や職員の専門性を地域の人々にも活用してもらおうという施設機能の社会化です。二つ目は、施設の利用者が地域社会に参加する機会を設けることやボランティアを受け入れるという施設処遇の社会化です。三つ目は、施設の運営あるいは行事に地域の人が参画しやすい環境を整え、地域に密着した運営を行うという施設運営の社会化です。

市社協は、指定管理者として管理経営している施設を通して地域福祉活動に貢献するため施設の社会化を図ります。

① 施設機能の社会化

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	—	実施	継続実施	

- (1) 地域で開催される講習会や懇談会などへ職員を派遣します。
- (2) 災害時に必要に応じて住民に施設を開放します。

② 施設処遇の社会化

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	実施	継続実施		

- (1) 利用者と地域住民やボランティアとが交流します。
- (2) 利用者宅周辺住民とのコミュニケーションを構築します。

③ 施設運営の社会化

年次計画（年度）	23	24	25	26	27
	—	実施	継続実施		

- (1) 利用者やその家族と地域住民、ボランティアなどとの懇談会を開催します。
- (2) 施設の行事などを地域住民と合同で企画します。
- (3) 地域住民に対する施設見学会を開催します。

担い手の役割・期待

① 地域

施設を地域の一員としてとらえ、利用者との交流や施設職員の専門性の活用を図ります。

② 市社協

施設の社会化を積極的に推進します。

③ 行政

施設の社会化を図る市社協の取り組みを支援します。

効果

- ① 施設の社会化を進めることにより、利用者と地域社会との関わりの強化や地域住民の福祉への理解と協力につながります。

第5章

計画の推進にあたって

① 計画の推進体制

1 春日井市地域福祉活動計画推進委員会の開催

活動計画改訂版を推進するために、地域福祉活動計画推進委員会を開催します。

委員は、幅広い分野の人の参画を得て、活動計画改訂版の推進に関する必要な事項を協議します。

2 第3次春日井市地域福祉活動計画改訂版の普及啓発

活動計画改訂版は、地域福祉を進めていくための一つの提案であり、地域の実情に合っているもの、取り組みやすいものから取り組んでいくという考えのもと作成しています。

そこで、まずは活動計画改訂版の概要版を作成、配付するとともに、社協だより、ホームページへ掲載し、広く市民の皆さんに周知します。

その上で、市民の皆さんが主体的に地域福祉活動に取り組めるように、また地域の実情に合った活動が展開できるように、市社協は体制を強化し、支援していきます。

② 計画の進行管理

春日井市地域福祉活動計画推進委員会による評価、検討

地域福祉活動計画推進委員会を年2回程度開催し、活動計画改訂版に基づいた取り組みの進捗状況を把握し、評価を行います。

地域福祉活動計画推進委員会で協議した内容は、広く市民の皆さんに公表します。

關係資料

① 用語説明

あ行

アセスメント（P43）

事前評価、初期評価、下調べ⇔事後評価

か行

介護予防活動支援事業（P3）

春日井市が、介護予防を必要とする高齢者に対して、身近なところで月2回レクリエーションや茶話会などを実施し、介護予防の実践を行います。事業の運営は市社協に委託しています。

介護予防マネジメント（P39）

二次予防事業対象者及び要支援の認定を受けた地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、支援することです。目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行い、要介護となることを防止します。

かすがい福祉教育プログラム（P4）

学校における福祉教育の充実を図るために市社協が策定したものです。身近なテーマからスタートし、事前学習→実践→振り返り学習と進め、「支え合い」や「ともに生きる」ことの大切さを重視したプロセスを提案しています。また、実際に使用しやすいように様々な学習の素材や福祉教育に関する市内の情報も掲載しています。

高齢者等サロン事業（P4）

閉じこもりがちな高齢者や障がい者などが地域の身近な場所でレクリエーションや茶話会などを通して交流を深める仲間づくり、生きがい活動づくりの事業です。月1回以上、1回2～3時間を単位に地区社協等が実施主体となり、協力員が運営するいきいきサロンと、いきいきサロンと同じ内容で、昼食をはさんで4時間を単位に行うふれあいサロンの2種類があります。

子育てサポートキャラバン隊（P25）

春日井市が、おもちゃや絵本を車に積んで、地域の公民館やふれあいセンターに出向き、概ね3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、子育て支援サロンや子育て相談を実施しています。

子育て支援サロン事業（P4）

未就園児とその保護者を対象に、地域の中での友だちづくりや、育児不安を緩和することを目的に、地域の公民館などを利用して、交流会（サロン）を開催する事業です。月1回以上、1回2～3時間を単位に地区社協が実施主体となり、協力員が運営しています。

コミュニティソーシャルワーク（P6）

1982年にイギリスにおいて提案された、コミュニティ（地域社会）に焦点を当てた社会福祉活動・業務の進め方のことです。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、地域の中で生活課題を抱えている人と向き合い、その人に必要な支援を模索します。そして、地域で活動している団体で、その人に必要な支援を提供できる団体を探して結びつけたり、公的機関との調整を図ったり、時には新たなサービスを開発したりします。

さ行

災害救援ボランティアセンター（P29）

災害救援ボランティアセンターは、大規模な災害が発生した場合、被災者の速やかな生活復旧の支援を行うために、市内外のボランティアの受け入れをコーディネートする機関です。市が市社協と連携して設置し、被災者ニーズの情報収集や災害救援ボランティアのグループ編成及び送り出し先の選定、市災害対策本部との連絡調整などを行います。

市民活動支援センター（ささえ愛センター）（P20）

ボランティアグループや、NPOなど、市民が自主的・自発的に行っている公益的な活動の活性化、活動に対する市民の理解の促進を目的として市が設置し運営している機関です。活動の相談、情報交流などを通して、活動に関わる人を応援しています。センターの愛称は「ささえ愛センター」です。

障がい者生活支援センター（P9）

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う機関です。

生活課題（P5）

その人が住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしていくために、日常生活において解決すべき問題や課題です。従来、福祉ニーズと表現していましたが、福祉に限定されない大きな概念として捉えたものです。

成年後見センター（P37）

認知症など判断能力が不十分な人の権利を保護するために、2000年に成年後見制度ができました。その制度に基づき、後見人（保佐人、補助人）が、判断能力の不十分な人に代わって、その人の財産を管理したり法律行為を代行したりする役割を担います。成年後見センターは、成年後見制度利用の相談支援をはじめ、市民後見人の養成や支援、団体として後見人（保佐人、補助人）の役割を担うなど、その機能は一樣ではありません。運営母体としては、社会福祉法人のほか、公益社団法人やNPO法人等があります。

ソーシャル・サポート・ネットワーク（P14）

地域に住む人が抱えている生活課題1つ1つに対して、その背景や緊急度等をふまえ、最も適していると思われる支援体制を作り上げる活動やその支援体制のことを指します。支援体制は、家族、近隣住民から始まり、地域住民、地域で活動している各種団体、ボランティア、社会福祉関連機関、施設等様々な人々を組み込んで作り上げます。「参加・協働型の地域福祉活動づくり」を目指すために、地域住民、地域で活動している各種団体、ボランティア等をいかに支援体制に組み込むかが重要になると考えます。

た行

地域包括ケアシステム（P8）

厚生労働省が提唱している新しい地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最

期まで続けることができるよう目指すものです。

ちょっとお助けサービス事業（P3）

介護保険等の公的サービスでは対応できない電球の交換を始めとした、普段の生活の中での「ちょっとした困りごと」を住民参加により手助けする事業です。希望者には、月1回の電話訪問による見守りも行っています。

は行

福祉委員・協力員（P27）

福祉委員は、地区社協事業を推進するために、事業計画の策定・事業の実施などにあたる役員です。協力員は、各種サロン事業等の運営を行う担当者です。どちらも無償で行う地域の活動者であり、福祉委員・協力員は、町内会の代表者、民生委員・児童委員、主任児童委員始め地域に在住するボランティアなどが担っています。

福祉学習サポーター（P22）

学校や地域で福祉学習を行う際に協力するボランティアです。

ブログ（P21）

インターネット上で使用する「ウェブログ(weblog)」を略した言葉で、日々更新される日記的なホームページの総称です。

包括支援相談薬局（P6）

地域包括支援センター相談協力員として市内121の薬局が地域包括支援センターと連携し、支援が必要な高齢者やその家族の状況に応じた各種の保健福祉サービスの情報提供を行います。

ま行

モニタリング活動（P41）

支援を必要とする人に対しては、まず調査、評価をして、必要な支援・サービスを見極め、提供していきます。しかし、その人の状況・状態や生活課題は刻々と変わっていきます。このような変化を見逃さないように継続して見守り、その時々合った支援・サービスに変えていく一連の活動を、モニタリング活動といいます。

② 第3次活動計画改訂版策定の経過

月 日	会 議 名	内 容
6月26日	第1回推進委員会	(1) 組織改正に伴う平成25年度計画表の一部修正について (2) 第3次春日井市地域福祉活動計画の見直しの主旨について (3) 見直しの必要な箇所に関する意見交換 (4) 今後の進め方について
7月・8月	作業班会	5つの作業班に分かれて、骨子（計画の体系）の見直し検討
9月11日	第2回推進委員会	(1) 第3次春日井市地域福祉活動計画改訂版の骨子（案）について (2) 第4章における各大項目の記述様式について
9月～11月	作業班会	(1) 5つの作業班に分かれて、具体的な活動内容の見直し検討（第4章） (2) 事務局による本文の見直し検討（第1章～第3章、第5章）
12月4日	第3回推進委員会	(1) 第3次春日井市地域福祉活動計画改訂版（案）について
12月・1月	作業班会	第3回推進委員会での指摘箇所について再検討
2月13日	第4回推進委員会	(1) 第3次春日井市地域福祉活動計画改訂版（案）について
3月6日	会長へ提言	推進委員会委員長から会長への提言



推進委員会での検討のようす

③ 春日井市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
優れた識見を有する者	長 岩 嘉 文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長
	水 野 千 恵 子	
	諸 戸 護 子	
社会福祉団体関係者	大 村 義 一	春日井市老人クラブ連合会会長
	岩 田 孝 道	春日井市子ども会育成連絡協議会会長
社会福祉施設関係者	加 藤 貫 一	社会福祉法人若草学園理事長
	倉 地 一 美	社会福祉法人 サン・ビジョン 特別養護老人ホーム グレイスフル春日井施設長
民生委員・児童委員	安 井 史 子	春日井市民生委員児童委員協議会副会長
ボランティア	勝 川 智 子	春日井市ボランティア連絡協議会会長
	後 藤 一 明	春日井市災害ボランティアコーディネーター連絡会会長
地区社会福祉協議会関係者	藪 木 聰 博	押沢台地区社会福祉協議会会長
	笹 倉 久 夫	小野地区社会福祉協議会会長
行政関係者	原 科 鏡	春日井市社会福祉事務所（高齢福祉課長）
市民活動者	児 島 妙 子	にこにこヘルプサービス活動者
	河 野 弓 子	特定非営利活動法人あつとわん代表理事



委員長から市社協会長へ提言

④ 春日井市地域福祉活動計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 春日井市における地域福祉の円滑な推進を図るため、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会に春日井市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 春日井市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の進行管理及び評価に関する事項
- (2) 計画の策定に関する事項
- (3) その他、地域福祉の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) ボランティア
- (6) 地区社会福祉協議会関係者
- (7) 行政関係者
- (8) 市民活動者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会法人経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

第3次春日井市地域福祉活動計画

[改訂版]

発行／平成26年3月

発行者／社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

〒486-0857 春日井市浅山町1丁目2番61号
(春日井市総合福祉センター内)

TEL (0568) 85-4321 FAX (0568) 84-6397

ホームページ <http://www.haruyafuku.or.jp/>

E-mail syakyo@circus.ocn.ne.jp